



# 「ポイ捨てさせない町内会」を募集します！

町内の道路や公園などに、たばこの吸い殻や空き缶などがポイ捨てされていませんか？  
こうした心無いポイ捨てで、私たちのまちや地域が汚されるのは、許すことのできないものです。  
旭川市でも毎年春と秋の年2回、「ごみのポイ捨て禁止街頭啓発運動」と「地域清掃活動（清掃強化期間）」の呼びかけを行っていますが、このようなポイ捨てはなかなか後を絶たないのが現状です。そこで、平成25年度から旭川市では「ポイ捨てさせない町内会」の活動を展開してきています。



## 「ポイ捨てさせない町内会」活動とは・・・

地域を熟知されている町内会 の皆様にご協力いただき  
**町内会でポイ捨てしにくい環境をつくる活動です!!**



### 1 具体的な活動内容

#### ① ポイ捨てさせない宣言

町内の区域内で、ポイ捨てさせない取り組みを行っていることを宣言する掲示物をごみステーションなどに掲示していただきます。



#### ② 町内の見回りと清掃活動

町内の区域内を見回ること  
で監視を行い、清掃活動（ごみ拾い）を行い、常にきれいな状態にすることでポイ捨てしにくい環境をつくっていただきます。



#### ③ 市の取組へのご協力

市が実施するポイ捨てや不法投棄に関する取組に積極的に協力していただきます。



### 2 登録の申請及び活動の報告

「ポイ捨てさせない町内会」の活動にあたり、事前に市に登録申請書の提出をお願いします。

また、年度内に実施した活動の内容を記録していただき、毎年4月末日までに前年度の年間活動状況報告書の提出をお願いします。

### 3 活動支援

町内会が上記の①～③の活動を行う場合、市は次に掲げた支援を可能な範囲で行います。

- (1) 宣伝用掲示物の提供（返却不要）
- (2) 地域清掃・ボランティア清掃用袋の提供（返却不要）
- (3) 啓発用たすきの貸出し（要返却）
- (4) ごみ拾い用火ばさみの貸出し（要返却）
- (5) 警告用のぼりの設置（要返却）

※(3)～(5)は数に限りがあるため、他の活動と重なった場合、貸出しできない場合があります。

問い合わせ先 ●旭川市クリーンセンター ☎36-2213

# 廃食用油資源化促進事業

廃食用油の回収に主体的に取り組む町内会を募集しています。

廃食用油の回収に必要な用具を町内会に提供し、軽油代替燃料（BDF）などにリサイクルします。

※町内会で集めた廃食用油の回収方法については

- ① 市が委託する業者による回収
  - ② 町内会と廃食油回収業者との直接契約（売却等）
- から各町内会がお選びください。



問い合わせ先 ●旭川市クリーンセンター ごみ減量係 ☎36-2213

# 家庭ごみスリム化作戦に参加しませんか？

簡単に生ごみの水切りができる「水切り器」を無料で配布します。

家庭から出る燃やせるごみの約43%を占める生ごみは、約80%が「水分」と言われています。多すぎる水分は、悪臭や腐敗の原因になるほか、ごみステーションの汚れや収集車の燃費低下などの悪影響をもたらします。そこで皆様をお願いしたいのが、排出前の「水切り」です。

この生ごみの「水切り」を進めるために、「ごみのスリム化宣言」を行った団体（家庭）に、生ごみの「水切り器」を配付します。

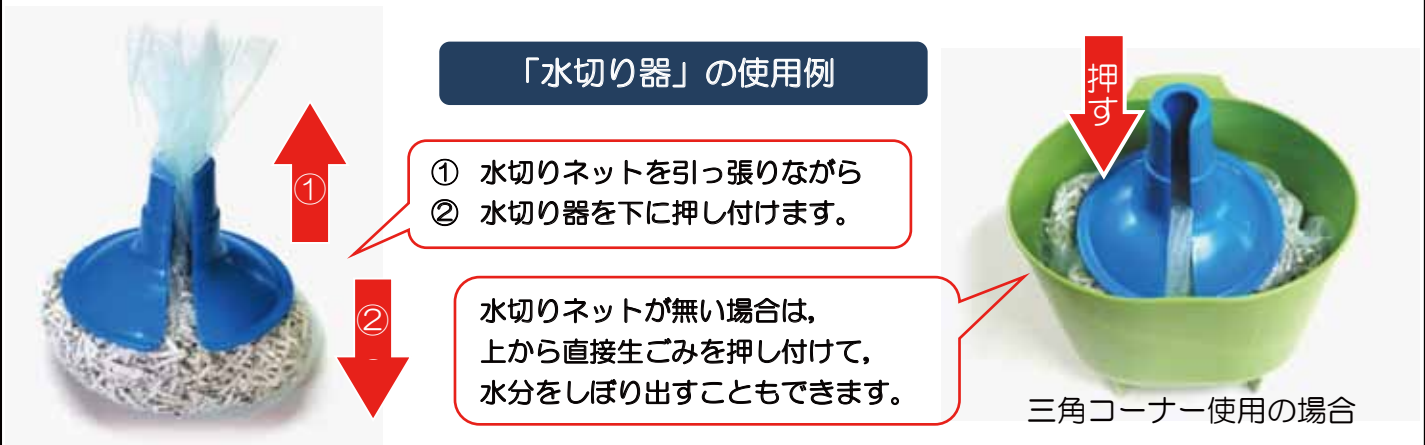
★配付対象は次の項目すべてに該当する団体です。

- ①「ごみのスリム化宣言」を行い、家庭内で生ごみの減量化に向けた取組のできる団体。
- ②「事後アンケート」に回答できる団体
- ③旭川市内に居住する、概ね3世帯以上で構成する団体。



★「ごみのスリム化宣言」書に団体員の名簿を添えて、

旭川市クリーンセンターまたは、環境政策課（6条通9丁目総合庁舎8階）まで提出してください。提出時に参加世帯数分の「水切り器」をお渡しします。



問い合わせ先 ●旭川市クリーンセンター ごみ減量係 ☎36-2213

# 再生資源回収活動を始めませんか？

家庭から出るごみの中には、紙やびん、缶など資源として再利用できるものが多く含まれています。これらを捨てずに集めて、回収業者に引き渡す活動が「再生資源回収活動」です。旭川市では、町内会などによる再生資源回収活動を支援するために、回収量に応じて、奨励金を交付しています。

※奨励金交付を受けるには、事前登録が必要です。

【お得ポイント】

業者からの買い上げ金 + 市からの奨励金 = 町内会の財源に！

※平成25年度の実績  
1団体あたり平均回収量 11.9トン 平均奨励金交付金額 47,504円



興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 ●環境政策課 ごみ減量政策係 ☎25-6324

# 『家庭ごみ、きちんと分別、Goodリサイクル!』

## ～資源ごみを出す時に、ぜひ注意していただきたいこと～

空き缶・空きびんやペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装は、分別して出すことで、資源としてリサイクルできます。

### ■出す時の注意点■

#### (1) 空きびん

栄養ドリンクなどのキャップは、「燃やせないごみ」です。

付いているキャップは、作業員が一つひとつ手作業で外しています。

キャップは、必ず外してから出してください。

#### (2) ペットボトル

ペットボトルのキャップとラベルは、必ず外して「プラスチック製容器包装」として出してください。

#### (3) プラスチック製容器包装

プラスチック製品とプラスチック製容器包装は違います。

特に間違いやすいプラスチックのスプーンやストローは、プラスチック製容器包装ではなく「燃やせないごみ」として出してください。

また、汚れや食べ物が残った状態では、悪臭や虫を発生させる原因となります。さっと水ですすいでから出してください。

#### (4) 紙製容器包装

封筒やラップなどの芯は、紙製容器包装ではなく、「燃やせるごみ」として出してください。

そのまま出せばごみとなるものも、きちんと分別して出すことで有効な資源になります。皆様のご協力をよろしくお願いいたします！



問い合わせ先 ●旭川市クリーンセンター ☎36-2213

## 家庭から出る「一時的多量ごみ」を直接処分場に持ち込む際はご注意ください

家庭の引っ越しや大掃除などより発生した「一時的多量ごみ」は、地域の収集日に合わせた排出が困難な場合、廃棄物処分場へ直接持ち込むことができます。

ただし、処分場で埋立処分するものは「燃やせないごみ」と「粗大ごみ」ですので、燃やせるごみや資源物は、計量棟前に設置された分別ボックスに分別して排出してください。

埋立処分手数料は重量10kgまでごとに104円です。有料指定ごみ袋を使用してステーションに排出する場合や、粗大ごみとしてクリーンセンターに収集を依頼する場合は手数料が異なりますのでご注意ください。



なお、分別ボックスに燃やせるごみを排出する場合は、黄色の有料指定ごみ袋が必要です。

問い合わせ先

●旭川市クリーンセンター ☎36-2213 ●旭川市廃棄物処分場 ☎59-4646